

## 第8回島田市自治基本条例制定委員会 会議要録

### 【日時】

平成29年12月19日（火）15:00～16:30

### 【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室北

### 【出席者】

制定委員：染谷市長、萬屋副市長、牛尾副市長、濱田教育長、鈴木市長戦略部長、眞部危機管理部長、杉村地域生活部長、横田川健康福祉部長、孕石こども未来部長、北川産業観光部長、大村都市基盤部長、北川行政経営部長、畑教育部長、今村病院事務部長

鈴木議会事務局長は欠席

事務局：地域づくり課 小澤課長、藪崎補佐、友野主査

### 【内容】

#### 1 開会

#### 2 地域づくり課長あいさつ

#### 3 協議

##### (1) 島田市自治基本条例（案）の修正について

パブリック・コメントに基づく条文の修正案を事務局から説明し、内容について協議を行った。協議結果を踏まえて回答案を修正し、市長の決裁の後に公表する方針が了承された。

#### ○制定委員からの意見

事務局：題名の修正について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：前文の修正について意見があるか。

A委員：「発展的な解決手法を模索し」とはどういう意味か。

事務局：アウフヘーベンの考え方を意識した表現で、討論で相手の意見を否定するのではなく、互いの主張を踏まえ、話し合いでより良い解決策を導き出そうとする姿勢を意図している。

A委員：第2条の協働の定義では「課題の解決に向け」と定められていて、一方、前文では解決策を模索ではなく「解決手法を模索し」と定められているが、手法を模索するという考え方でよいのか。

B委員：一般的には「解決策を模索し」の方が市民にも分かりやすいと思う。アウフヘーベンの考え方を現すのに「手法」という表現でなくてもよいのであれば、解決手法を模索すると言うよりも解決策を模索すると言ったほうが理解しやすい。

事務局：指摘のとおり「解決策を模索し」に修正する。

事務局：第2条の修正について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：第5条の修正について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：第6条の修正について意見があるか。

C委員：第3項は「負担を分任」の内容や意図が見えず、市民感覚から不安、違和感を覚えるというパブコメ意見に対し、「市政運営に係る費用を負担する」となったが、新たな経済的負担を市民に課するのではないかという不安を煽るような表現になっていると感じる。修正案では経済的負担ばかりクローズアップされているが、この条例は税や負担金など新たな経済的負担を課する条例ではなく、修正前の表現の方がまだ良かった。市民等に期待するボランティアといった内容も含めて考えるのであれば、「法令等の定めるところにより」という表現は不要ではないかと思う。その場合、第3項と第1項の内容がかぶってしまうため、第3項を削ることも考えられるのではないかと思う。

事務局：今の指摘を踏まえ、考えを整理した。経済的負担に代えて、市民等に期待することを新たに定めることも考えたが、パブリック・コメントで指摘を受けた内容から逸脱する修正となるので難しい。次に「法令等の定めるところにより」を削ることも検討したが、その部分を削ると際限なく市民等に負担を求めていると捉えられるおそれもあると考えた。そこで、①先ほどの提案のとおり第3項を削る、②そのままの内容で残す、③「法令等の定めるところにより、まちづくり（又は市政運営）に要する負担を分任する（又は負う）ものとする」の3案について、各委員の意見を伺いたい。文末は、「ものとする」と修正し、義務付けの意味合いを弱めたい。

B委員：逐条解説がないと分からないような条文ではしょうがない。費用という言葉がひっかかるし、「負担」という言葉に不安を感じて意見を出してくれたわけなので。「役割を分担しなければならない」といった表現はどうか。高度成長期は富の分配で現在は負担の分配と言ってきたが、先日、富の分配から役割の分配へというのを聞いた。意味するところは同じだと思うが、受け取る印象はずいぶん違う。

事務局：事務局ではもともと地方自治法第 10 条を参考にして、経済的負担を念頭に条文を検討してきたが、役務の提供についても協力してもらおうという意見があった。各委員はどう考えるか。

C 委員：負担には役務の提供も含まれると考えていたが、改めて逐条解説を読むと既存の税や負担金のことだと説明がされている。A 委員の意見のように「役務」を「役割」に置き換えるとなると、役割が法令等の定めるところによって規定されるわけではないので、「法令等の定めるところにより」は削る必要があると思う。「分任」は地方自治法の用語なので、それを生かすのなら「市民等はまちづくりに要する役割を分任するものとする」と変更すれば、第 1 項の趣旨とは違う趣旨の条文になるのではないか。

D 委員：従来は行政サービスの中に役務の提供も含まれていて、それを費用として負担するという考え方だったが、協働のまちづくりを進めていく上では、費用として負担するのではなく、自ら役務を提供するという考え方になっている。「法令等の定めるところにより」は削り、負担の中に役務の提供も含まれると読み込めるような表現になっていればいいと思う。

事務局：「まちづくりに要する」のところを「市政運営に要する」ということもできると思うが、「役割」に繋ぐこととしては「まちづくり」の方が適当か。

C 委員：市政運営をするのは市なので「まちづくり」で。

事務局：「市民等はまちづくりに要する役割を担うものとする」でいいか。これまでの議論を踏まえれば、「役割」には経済的な負担も役務の提供も含まれるということになるが、逐条解説でそのように説明することでもいいか。

C 委員：憲法の納税の義務に始まり、法令等に基づく税負担など既存の経済的負担も役割であり、言い換えれば義務である。逐条解説では、それらに加え役務についても説明をする方向で。

事務局：そのように逐条解説を修正する。次に第 7 条については修正しないこととするが、それでいいか。

A 委員：関連で、第 8 条第 4 項は人材育成の規定だが、なぜここだけ義務付けされているのか。他の条文は「ものとする」でここだけ強制力のある「なければならない」なのが引っかかる。

D 委員：第 8 条第 4 項は、こういう方針で行くという姿勢であるならば、この表現でいいと思う。法制執務上、努力義務規定を表すのに決まった表現があるのならば統一した方がいいと思う。

事務局：市の人材育成方針との関係もあると思う。

E 委員：経営戦略や人材育成基本方針もあるし研修計画もある。

B 委員：人材育成に関する様々な計画もあるので、ここはこの表現でいいと思う。

F 委員：第 2 項で意見を聞くことについて「努めるものとする」としているが、第 4

項の方が義務付けが強い表現となっている。意見を聴くことこそ「しなければならない」にすべきでは、使い分け違いが説明できなければ。

事務局：「ものとする」については、合理的な理由があればやらなくても許容されるといった場合に用いられる。第2項は、合理的な理由があれば市政に反映させないという理由で「ものとする」としている。D委員の意見については、市民等、議会、市長等の三者の役割を定める中で、市長等にだけ義務付けがあるのはバランスが取れていないという趣旨かと思うが。

A委員：それもあるし、第15条第4項は「住民投票の結果を尊重するものとする」となっており、一般の市民感覚としては「尊重しなければならない」の方が適切だと考えるのではないかと思うが。

B委員：それについては法律上の制約もある。

G委員：第1項は示さなければならぬでいいと思う。第2項はそうしなければならないと思うが、できない場合もあると思うのでこの表現でいいと思う。第4項は市の姿勢を示すところなので、努めなければならないでいいと思う。

B委員：第2項については、「意見を公平かつ誠実に聴き」までは「なければならない」でいいが、「政策に反映させる」にもかかるのであれば「努めるものとする」でいいと思う。

H委員：現状では、専門的な知識を持つ職員を採用できているわけではないし、育成してもそこに配属されているとは限らない。

事務局：「努めなければならない」と「努めるものとする」は同じく努力義務規定といわれるものだが、若干トーンが弱くなる。第8条第4項は、パブリック・コメントで意見があった箇所ではないので、このままいきたいと考える。

B委員：第8条第4項は市の姿勢を示しているので、このままでいいと思う。

A委員：市はそういう姿勢であるということを経営戦略で説明するというのなら、それでいい。

E委員：まちづくりを進めるに当たり、そういう方針で行きますということを経営戦略や人材育成基本方針に記述することについて検討することになると思う。

事務局：第17条の見出しの修正について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：第28条、第29条の修正について意見があるか。

制定委員：意見なし

事務局：第30条の修正について意見があるか。

D委員：10人で運用していくことになるのか。

事務局：10人に満たない人数で運営する場合、なぜ10人にしないのかということの説明が必要かと思う。

B委員：大きな委員会では定員20人以内で、15人程度で組織している事例もある。5

人の委員では、仮に2人が会議に出席できないと3人で審議会が成り立つのか、最低でも5人は会議に出席するような定員にするために10人としたのではないか。

事務局：もともとは学識経験者1名、NPO団体の代表者2名、公募2名の5名と想定していた。10名とする場合、何人公募するか、内訳をどうするかということも検討する必要がある。募集するに当たって、市がどう考えているのか示す必要が出てくると思う。

E委員：第3項について、定数が決まっていて、欠けた場合には補欠委員を選任することになると思うが、定数〇人以内で委員1人が欠けた場合、〇人以内に収まっているので審議会を組織できるから、補欠の委員の選任は必要になるのか。

B委員：有識者1人、NPOの代表者2人というのでは、普段この街を動かしている人たちが入ってこない。NPOや団体の代表として選出される委員は組織の意見をまとめて会議に出席してくる。組織の考えに沿った意見を述べるため、会議でもしっかりしたことを述べてくれる印象がある。

事務局：自治基本条例を考える市民会議でこの話題になったとき、ある委員は、選出された団体の意見を言う必要があるので自分の意見が話せないと言っていた。一方、団体の意見に囚われずに自由に発言できていると言っていた委員もあり、これについては一概に言えないと思う。

B委員：個人で意見を述べているのであっても、団体から選出されて出てきている以上、その団体の意見を背負ってきているとこちらは考えている。

I委員：色々な委員会を見ていると、公募の人が斬新な新しい意見を言ってくれることもあれば、想いが強く議論が落ち着かないこともあった。公募の人数は半数以下にして、ある程度バランスをとって構成したほうがいいかなと思う。先ほどの補欠の議論とも関係するが、委員長が不在となった場合にも副委員長がきちんとやれるくらいであれば、心配する必要はないと思う。

事務局：定数10人以内で仮に5人を団体からの推薦で、残り5人のうち3人を公募する場合、定員に空きがあるのに公募しない理由があるか。

B委員：協働のまちづくりの主体となる人は、既に活動している人のことである。そういう人たちは、何かしら団体に属して活動しているケースが多い。協働のまちづくりの最初の取っ掛かりの部分では、そうした既に活動している人たちが行政のパートナーになるのかなと思う。そういう人たちが審議会の主体となると思うので、公募の人数は若干名としてもよいのではないか。

事務局：定員10人以内としておいて、10人を募集するのか、最初から7人で募集するのかということを確認したかった。

B委員：7人でもいいと思うが、そうするとなぜその人数なのかと聞かれる。5人や10人というのは切りが良い数字だと思う。

- I 委員：バランスよく運営していくために、第三者的な立場で客観的に全体を見てくれる学識経験者を座長に据え、あとは団体推薦であろうと公募であろうと市民枠ということにして、こういう考え方で選出したということを明らかにしておけば、あまり大きな問題にはならないと思う。
- 事務局：事務方としては、仮に 10 人以内の定員で 7 人募集した場合に、残りの 3 人を募集しない理由を説明しなければならない。これまでの議論ではその点についての意見がなかった。
- B 委員：3 人を公募して 5 人、6 人と応募があった場合に選考の理由を説明しなければならないのと同じでは。
- 事務局：選考の基準をあらかじめホームページ等で明示した上で募集を行うべきだと考えている。
- E 委員：審議会の設置目的や所掌事務が定められているので、協働のまちづくりに理解があるということが委員の前提条件といえる。「公募に応じた者のうち、市長が適当と認める者」とあるが、適当と認めた理由を市長が説明する責任があると考えればいいか。後半部分は必要か。審議会を何のために設けるのか、何を目的に公募するのかということが重要で、だれでも受け入れるというわけではないと思う。
- 事務局：なぜその人を選んだのか説明する必要があると考える。
- H 委員：審議会という性格上、専門的な知識を有する者のみで構成してもいいのではないか。一般の公募は必要か。
- 事務局：第 26 条に公募に努めると定められている。逐条解説に公募をしない場合の理由をいくつか挙げているが、この審議会はいずれにも当てはまらないと考えている。
- F 委員：先ほど 7 人ぐらいが適当との意見があった。定員に空きがある場合の説明は難しいので、7 人が適当であれば 7 人とすればいいと思う。
- D 委員：もともと少数の専門家で審議を行い、実働隊は別に組織するという考え方だったと思う。
- B 委員：審議会は、どの程度の頻度で開催するつもりか。諮問されなければ開かれないのか。
- 事務局：諮問が無くても開かれる。年に 2, 3 回ではないかと考えている。
- B 委員：顔合わせに 1 回、何か課題があればそのために開くというのであれば、人数の考え方も変わってくる。何をやるのかという議論抜きに人数を議論できない。
- A 委員：推進組織は、協働のまちづくりを市民に定着させるのを後押しするために設けるという趣旨でいいか。
- B 委員：それは、この審議会の下に設ける実行部隊の役割である。
- 事務局：審議会の所掌事務については、第 29 条の逐条解説に記載している。

A委員：協働の趣旨が市民に伝わっているか検証し、その課題を諮問してといったことをやっていくのであれば、スタートした段階で年に3回ぐらい開くのは決して多い回数ではないと思う。

D委員：所掌事務については、まちづくりに関することを何でもこの審議会で議論することにすれば、市のほとんどの計画や事業を審議することになってしまうので、条例の改正など重要な事項に絞って審議してもらおうという議論をしてきた経過がある。

B委員：諮問して動く審議会であるならば、春と秋に2回開催して、諮問があれば短期間で何回もやってもらう必要があるかもしれないが、基本的にそれぐらいでも十分だと思う。

A委員：第32条に条例改正の場合は諮問すると定められているが、それは特別な事項であって、本来は協働のまちづくりの推進について調査審議するのが役割だと思うので、その点を考慮する必要がある。

事務局：それらを踏まえ、何人にするのが適当か。

B委員：7人でいいのではないか。

制定委員：意見なし

B委員：7人以内とした場合、第30条第3項の補欠委員の規定はどうなるのか。

事務局：以内を削り7人とする。補欠委員の規定は残すこととする。

## (2) 今後のスケジュールについて

条例の修正案については、再度のパブリック・コメントは行わない方針が了承された。今後は、協働のまちづくりの意識を醸成するため、市民参加によるワークショップの開催など啓発活動を中心に行う方針が了承され、議会への提出時期は次回の制定委員会で協議することとした。

### ○制定委員からの意見

B委員：ワークショップでは、協働のまちづくりが必要ということだけを訴えるだけでなく、「元気な高齢者の活躍」や「若者が活躍するまちづくり」といった具体的なテーマを挙げて、参加者に関心を持ってもらえるようにしてほしい。

D委員：条例の制定後に普及のためにやるのか、条例の制定前に啓発の意味合いでやるのか。やり方や時期も含めてよく検討してほしい。

B委員：キックオフのイベントとして実施するのか、議会からは市民の意見を聴いていないと言われているので、そのために実施するのか。有識者の意見も参考にして事務局で検討してほしい。

4 その他  
なし

5 閉会